

## 住宅防音事業問題の解決に向けての意見書

これまで嘉手納町議会では、米軍機の訓練による騒音激化に抗議する意見書及び決議を何度も可決してきた。直近では平成29年2月13日の臨時会で、同趣旨の意見書及び決議を全会一致で可決しているが、いまだ続く嘉手納基地からの騒音は町民の日常生活に大きな支障を来たしている。

これまで国は、騒音軽減策として住宅防音工事を実施し当該予算を平成26年度までは毎年増額、補正予算も相当額計上してきたが、平成27年度、平成28年度当初予算では対前年比減額させている。現在、防衛省によるコンター見直し作業が始まっており、その結果発表が3月末に変更されたものの、本町において配備が懸念されているF-35B戦闘機の訓練等の騒音が今以上に予想されることや、以前からの外来機飛来やオスプレイ機の訓練により航空騒音激化が問題になっている。

このような状況下で、本町全域において航空機騒音が以前よりも増加傾向にあるが国の示した騒音予測コンターによると、「W値75以上の騒音の激しい地域は縮小するところと拡大するところはあるが全体的には縮小する」とされている中、防衛大臣は、平成29年2月22日の衆議院予算委員会の答弁で騒音指数75W以上から建具復旧工事を受付し対象範囲を拡充する意向を示した。しかし、住宅防音工事のコンター見直し作業に関しては、実態と騒音予測に相違がないよう基地周辺住民の生活環境を保持するため十分に配慮する必要がある。

よって、嘉手納町議会は町民の生命、財産、安全及び健康で平穏な生活を守る立場から、下記事項の速やかな実現を図るよう強く要望する。

### 記

- 1 嘉手納飛行場周辺における住宅防音工事について、平成29年度以降の予算においても十分に措置すること。
- 2 コンター見直し作業については、嘉手納基地に常駐する航空機や外来機の騒音被害の影響を考慮し基地周辺住民の現状をふまえ、住宅防音工事対象区域へ対し更なる配慮に努めること。
- 3 住宅防音工事の対象となる住宅については、区域指定告示後に建設された住宅も対象とすること。
- 4 75W区域内の建具復旧工事を確実に実施すること。

以上、地方自治法99条の規定により意見書を提出する。

平成29年3月28日  
沖縄県嘉手納町議会

(あて先)

内閣総理大臣 外務大臣 防衛大臣  
外務省特命全権大使（沖縄担当） 沖縄防衛局長 沖縄県知事